



訪問介護員養成研修等

訪問介護員養成研修の見直し経緯（平成7年）

平成7年の改正において、①身体介護を中心とする介護ニーズのますますの増加②新ゴールドプランによるホームヘルパーの量的拡大と質的充実の推進の必要性③デイサービスの増加や毎日提供型配食サービスの普及等、ホームヘルパーの食事提供業務代替サービスの充実④ホームヘルプサービスチーム運営方式や24時間対応ホームヘルプサービス（巡回型）等の新しい業務形態の登場等、ホームヘルパーを取り巻くサービス提供環境や期待される業務内容の変化により、研修内容の見直しを行い、現状の研修体系となった。

カリキュラム改定にあたっては、豊かな人間性の形成と質の高い援助方法・技術獲得の視点から、実践的な研修を通じて、①福祉サービスの基本視点の形成、高い倫理性・豊かな人間性の形成、②公的ホームヘルプサービスサービス従事者の専門性としての高い介護能力の獲得、を可能とする研修内容とすることとされた。（「ホームヘルパー養成研修カリキュラム検討委員会報告書（平成7年3月（財）長寿社会開発センター）」）

改正前

1級課程 360時間

目的：ホームヘルプサービス事業における基幹的なホームヘルパーの養成

受講対象者：処遇困難ケースを担当するとともに、2級課程及び3級課程修了者の指導等を行う者

2級課程 90時間

目的：主に寝たきり老人等の身体介護業務に当たるホームヘルパーの養成

受講対象者：主に寝たきり老人等の身体介護業務に従事する者

3級課程 40時間

目的：主に家事援助業務に当たるホームヘルパーの養成

受講対象者：主に家事援助業務に従事する者

・2級課程を常勤及び非常勤のヘルパーの基本研修として位置付け
・1級と2級を合わせた総時間数は変わらない（360時間）ものの従来1回の360時間の研修を受けて以降、基本的な研修を受けない者がなくなり、全体的なホームヘルパーの質的向上が期待できる。
・1級と2級を合わせた360時間の時間数の内容は、従来よりも、講義（座学）を限定し、実技講習・実習を強化
・3級課程は、40時間から50時間程度の時間数を増加し、内容を強化

改正後

1級課程 230時間
（2級と合わせて360時間）

目的：チーム運営方式主任ヘルパー等の基幹的ホームヘルパーを養成

受講対象者：2級課程修了者

2級課程 130時間

目的：ホームヘルプサービス従事者の基本研修

受講対象者：ホームヘルプサービス従事者、従事予定者等

3級課程 50時間

目的：ホームヘルプサービス入門課程として、基礎的な知識と技術を修得

受講対象者：勤務時間数の少ない非常勤ヘルパー及び福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー等

※各級と勤務形態等（常勤ヘルパー、パートヘルパー等）との対照・位置付けは行っていない

訪問介護員（ホームヘルパー） 1 級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	10時間	演習を行う。
	障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	7時間	演習を行う。
	社会保障制度に関する講義	3時間	
	介護技術に関する講義	28時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	20時間	事例の検討に関する講義を行う。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	16時間	
演習	居宅介護支援に関する演習	6時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	処遇が困難な事例に関する演習	20時間	
	福祉用具の操作法に関する演習	6時間	
実習	介護実習	76時間	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行う。
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	8時間	
合 計		230時間	

※講義（84時間）うち72時間までは通信により受講可能

訪問介護員（ホームヘルパー）2級研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間	
	訪問介護に関する講義	5時間	訪問介護員の職業倫理に関する講義は2時間以上
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間	
	介護技術に関する講義	11時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	家事援助の方法に関する講義	4時間	
	相談援助に関する講義	4時間	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間	
	レクリエーションに関する演習	3時間	
実習	介護実習	24時間	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行う。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間	
合計		130時間	

※講義（58時間）のうち52時間までは通信により受講可能

介護職員をめぐる意見

【平成18年の制度改正に向けた議論】

○高齡者介護研究会

「2015年の高齡者介護」（平成16年6月25日）（抄）

高齡者の尊厳を支えるケアを確立するうえでは、専門職としての知識・技術とともに、人と共感できる豊かな人間性を備え、介護の本質的な理念を体得できるような人材を確保・育成していくことが重要である。

○社会保障審議会介護保険部会

「介護保険制度の見直しにおける意見」（平成16年7月30日）（抄）

介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には介護福祉士を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。




介護職員基礎研修創設へ

介護職員基礎研修創設の経緯

「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究事業」（全国社会福祉協議会）

平成16年11月	中間まとめ
平成17年9月	第二次中間まとめ
平成18年3月	最終まとめ

研究事業における提言、見直しの方向性として

 介護サービスの質の向上のためにはケアの転換が必要

- ➡ 三大介護中心から生活全体を支えるケアへ
- ➡ 画一的なケアから希望・意欲を取り戻すためのケアへ
- ➡ できないことを補うケアからできることを発見するケアへ
- ➡ 身体中心から認知症も含めたケアへ

■ そのためには介護職員はより高い水準の幅広い能力（高度化）が求められる

■ しかし、任用要件の曖昧、職場教育の格差、離職率の高さ等介護職員の能力水準にばらつき



介護職員が教育・研修を通じて能力開発できるように能力開発システムを構築する必要がある

現状として・・・

○訪問介護員養成課程は、本来訪問介護員の養成を目的としたものであるが、現状では2級ヘルパーが就業要件としては重視され、事実上の基礎資格となっている。

○しかし、2級ヘルパー養成時間は130時間と短く、**介護職員に求められる専門能力を担保するには不十分**。また比較的安易に取得できることから専門的な職業として社会的な確立を阻害

見直しの方向性

- 本来の目的である専門的な労働力の確保、サービスの質の確保という観点からは見直しが必要
- 「サービスの質の確保・向上」のために介護職員の資格要件は「介護福祉士」を基本とすべきであるが、ヘルパーについては当面は**研修の強化等により資質の向上を図る**。

そのために



1級課程と2級課程を統合一元化し、内容も充実強化した、介護福祉士との**中間的な研修**（介護職員基礎研修）を設け水準の引き上げをめざす。

介護職員基礎研修は、介護福祉士資格を取得できるステップとして位置づけるべきである。

基礎研修カリキュラムの考え方

訪問介護員養成研修カリキュラム（1級、2級）の内容について一定の妥当性はあるので、その内容を踏まえつつ下記の視点から内容・課目構成・時間数を見直した。

- 基礎的な職業教育として明確に位置づける
- 利用者の尊厳を支え、生活全体を支援するケアが実行できるような内容拡充を図る
- 対人支援の基本理念、基礎的介護技術を習得する為、講義と演習を一体的に実施することを基本とする
- 介護福祉士資格への接続性を持たせる
- 高齢者の介護に従事するために必要な内容を中心とし、例えば障害者介護のための実践技術などについては必要に応じて研修することを前提とする
- 修了にあたっては評価を行うことが必要である